

第5章 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

公的年金制度は、現役世代の保険料負担により、その時々の高齢世代の年金給付をまかなう世代間扶養の仕組みにより運営されている。

現在では、国民の約3割（約4,025万人（2015（平成27）年度））が公的年金を受給し、高齢者世帯の収入の7割を公的年金が占めるなど、国民の老後生活の柱としての役割を担っている。

第1節 持続可能で安心できる年金制度の運営

1 公的年金制度の最近の動向について

(1) 公的年金制度を巡る最近の議論について

① 年金受給資格期間の25年から10年への短縮

無年金者をできる限り救済すると同時に、納付した年金保険料を極力給付に結びつける観点から、老齢基礎年金等の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置を消費税率の10%への引上げ時に行うこととしていたが、無年金の問題は喫緊の課題であり、できる限り早期に実施する必要があるため、その施行期日を2017（平成29）年8月1日に改める「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第84号）が第192回国会において成立した。

本法律により、これまで保険料の納付期間や納付を免除された期間等が25年に足りず、年金を受け取ることができなくなった方（約64万人）についても、保険料納付期間等が10年以上あれば、新たに年金の受給対象となり、2017年10月から年金が支給される。具体的には、2017年9月分の年金から受給権が発生し、その9月分の年金が同年10月に支給されることとなり、それ以降は、10月分及び11月分の年金が12月にまとめて支給され、その後、2か月毎に支給されることとなる。

② 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

公的年金制度の改革に関しては、2013（平成25）年8月6日にまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえ、同年12月5日に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号。以下「社会保障改革プログラム法」という。）において、

① マクロ経済スライドに基づく年金給付の額の改定の在り方

② 短時間労働者に対する厚生年金保険や健康保険の適用範囲の拡大

③ 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方

④ 高所得者の年金給付の在り方や公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直しの検討事項が規定されており、政府はこれらの事項について検討を加え、その結果に基づ

いて必要な措置を講ずることとしている。

そして、社会保障審議会年金部会において、社会保障改革プログラム法の規定や、2014（平成26）年財政検証の結果等を踏まえて議論が行われ、2015（平成27）年1月21日に取りまとめられた「社会保障審議会年金部会における議論の整理」や与党における議論を踏まえ、公的年金制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第190回国会に提出し、第192回国会において成立した。本法律の主な内容は以下のとおりである。

①短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進（2017年4月施行）

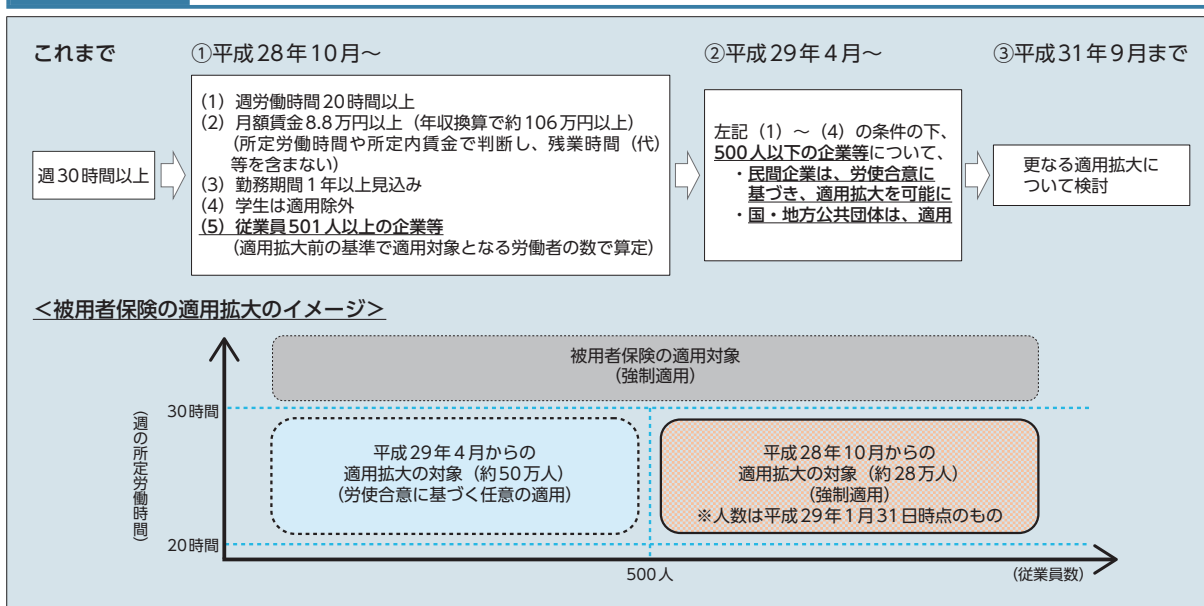
働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、より多くの働く方の年金などの保障を厚くしていく観点から、被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大を進めていくことは重要である。

2016（平成28）年10月から、従業員数が501人以上の企業において、週に20時間以上働く等の一定の要件を満たす短時間労働者を対象に被用者保険の適用拡大が実施されているが、適用拡大をより一層進める観点から、従業員数が500人以下の中小企業等で働く短時間労働者についても、労使間での合意を前提に、企業単位で適用範囲を拡大することとした（図表5-1-1）。

短時間労働者が被用者保険に加入することにより、将来受け取る年金が増えることに加え、障害がある状態になった場合なども、より多くの年金を受け取ることができるほか、医療保険においても傷病手当金や出産手当金を受け取ることができるといったメリットもあり、これらの内容等について、リーフレット等を活用し、引き続き周知・広報に取り組んでいく。

また、今後、適用拡大の施行状況、就労実態や企業への影響等を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を進めていくこととしている。

図表5-1-1 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進



②国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料の免除（2019（平成31）年4月施行）

次世代育成支援の観点から、国民年金第一号被保険者の産前産後期間（出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4ヶ月間）の保険料を免除することとした。また、一般的には免除される期間については、満額の基礎年金の半分（国庫負担相当分）が支払われるところであるが、今回の免除については、免除期間に満額の基礎年金を保障することとした（図表5-1-2）。なお、年間約20万人の方が対象となる見込みである。この費用については、国民年金第一号被保険者全体で負担し支え合う観点から、国民年金の保険料が月額100円程度引き上げられる。

図表5-1-2 国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料の免除（平成31年4月施行）

国民年金	【保険料負担】	【年金給付】	
全額納付者		国庫負担分 1/2	保険料分 1/2
【現行の免除制度】 （全額免除の場合）	(免除)	国庫負担分 1/2	(なし)
産前産後期間の 保険料免除者	(免除) (世帯所得にかかわらず免除対象)	国庫負担分 1/2	保険料分 1/2 第1号被保険者全体で負担 (月額100円程度の追加負担)
参考：厚生年金		国庫負担分 1/2	保険料分 1/2
【産休免除】	(免除)	国庫負担分 1/2	保険料分 1/2 厚生年金 全体で負担

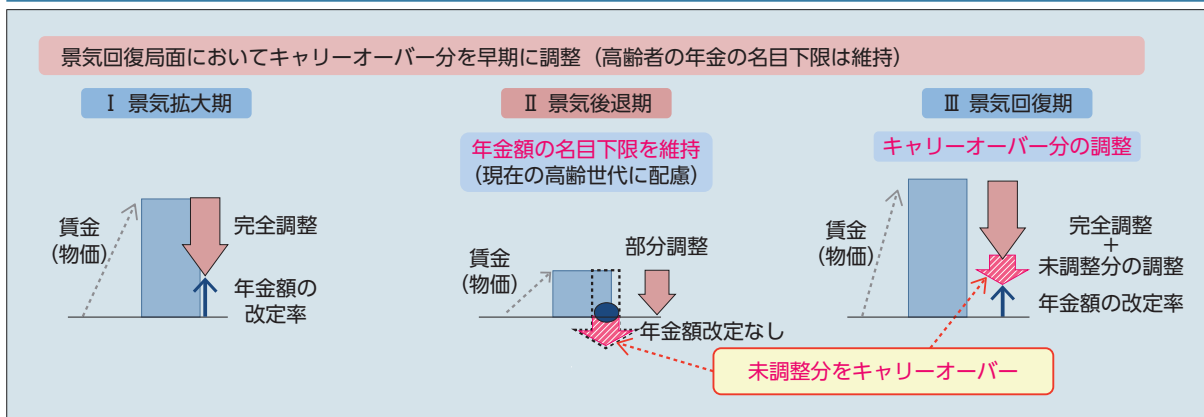
③年金額改定ルールの見直し

(1) マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し（2018（平成30）年4月施行）

マクロ経済スライドは、少子高齢化が進む中で、現役世代の負担が過重なものとならないように、保険料の上限を固定し、その限られた財源の範囲内で年金の給付水準を徐々に調整する仕組みとして導入されたものであり、賃金・物価がプラスの場合に限り、その伸びを抑制する形で年金額に反映させるものである。マクロ経済スライドによる調整をより早く終了することができれば、その分、将来年金を受給する世代（将来世代）の給付水準が高い水準で安定することになる。

このため、マクロ経済スライドによる調整をできるだけ早期に実施するために、現在の年金受給者に配慮する観点から、年金の名目額が前年度を下回らない措置（名目下限措置）は維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で、前年度までの未調整分（キャリーオーバー分）を含めて調整することとした（図表5-1-3）。

図表5-1-3 マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し（平成30年4月施行）

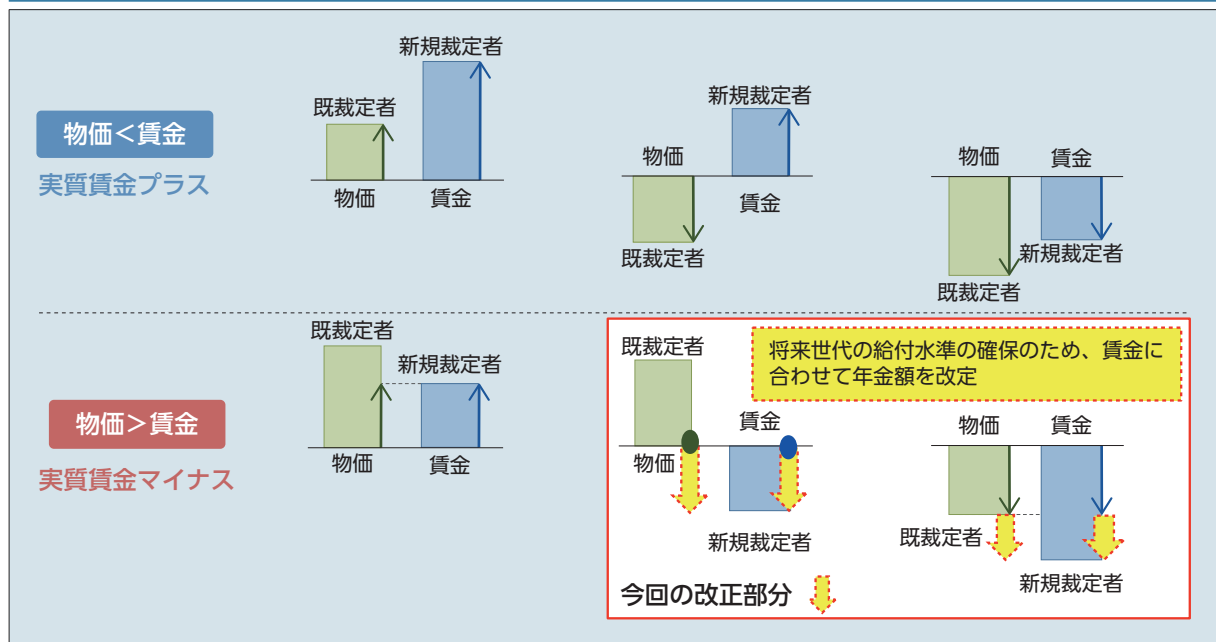


(2) 賃金の低下に合わせた年金額の改定ルールの見直し（2021年4月施行）

少子高齢化が進む中で、現役世代の負担が過重なものとならないよう、現役世代の負担能力を示す賃金の変動する範囲内で年金額を改定するという基本的な考え方に立って、これまでも制度改革に取り組んできており、2004（平成16）年の年金制度改革では、賃金が物価ほどには上昇しない場合には、物価変動ではなく賃金変動に合わせて年金額を改定するルールを導入していた。しかしながら、賃金が低下する場合には、こうした考え方が徹底されていなかったため、過去10年余りのデフレ経済の下で賃金が低下した一方で、年金額はこの賃金の低下に連動しなかった結果、現役世代の賃金に対する年金受給者が受け取る年金の比率が従来よりも上昇する一方で、現役世代が将来受け取る年金の比率は従来よりも低下することが、財政検証の結果により明らかとなっていた。

このため、将来年金を受け取る世代の給付水準を確保する観点から、賃金が物価よりも低下する場合に、賃金の低下に合わせて年金額を改定するようルールを見直すこととした（図表5-1-4）。なお、この見直しについては低所得・低賃金の方に対する最大年6万円の年金生活者支援給付金を2019（平成31）年10月までに実施した後に施行することとしている。

図表5-1-4 賃金・物価スライドの見直し（2021年4月施行）



この他、本法律には検討規定が設けられており、社会保障改革プログラム法に掲げられている4つの課題について、法律の施行後速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

（2）年金積立金の管理・運用

1 年金積立金の管理・運用の考え方

年金積立金は、国民の皆様からお預かりした保険料の一部を積み立て、積立金として長期的な観点から安全かつ効率的に運用し、将来の年金給付に充てることにより、年金財政を安定化させているものである。年金積立金の運用は、年金給付費が基本的に名目賃金上昇率に連動して増減するため、これに対応した実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率）を最低限のリスクで確保することが重要である。2014（平成26）年財政検証では複数の経済前提が設定され、各ケースに対応できる長期の実質的な運用利回りとして1.7%が示された。この年金積立金は、厚生労働大臣が運用に特化した専門の法人である年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）に寄託することにより管理・運用されている。

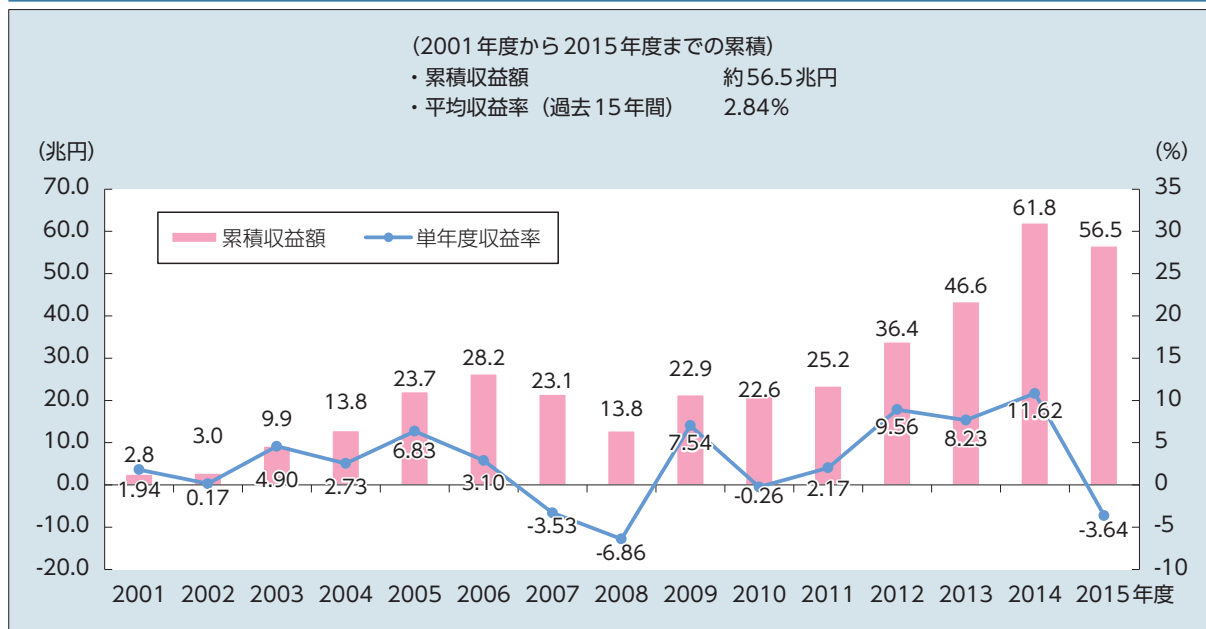
GPIFは、厚生労働大臣から示された中期目標を達成するために、基本的な資産の構成割合（基本ポートフォリオ）を含む中期計画や、運用の具体的な方針を策定し、これらに基づき、年金積立金を国内外の資産に分散して投資することにより、管理・運用を行っている。これらの資産運用は、公募により選定された内外の優れた民間の運用受託機関（信託銀行や投資顧問会社）に委託して行うほか、国内債券等の一部の資産については自家運用により行っている。

2 直近の運用状況について

年金積立金の運用状況については、長期的な観点から評価することが必要であるが、透明性を確保する観点から、GPIFは四半期ごとに公表を行っている。また、年金積立金の

一部は、年金給付等の資金繰り上必要な資金として年金特別会計において管理し、財政融資資金への預託による運用を行っている。これらを合計した年金積立金全体の運用実績には、厚生労働大臣が自主運用を開始した2001（平成13）年度から2015（平成27）年度までの累積で約56.5兆円となっており、収益率でみると名目賃金上昇率を平均で約3.1%上回り、年金財政に貢献していると言える。

図表5-1-5 年金積立金の運用実績（2001年度以降（自主運用開始））



3 最近の年金積立金の運用に係る議論等について

GPIFのガバナンス体制については、『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、年金制度、法人の組織論などの観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策の取組みを加速すべく所要の対応を行うこととされ、その後年金部会において、「GPIF改革に係る議論の整理」（2016（平成28）年2月8日）がとりまとめられた。

これを踏まえ、年金積立金の運用に対する国民の信頼を一層高めるため、GPIFに合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定や執行機関の業務執行に対する監督を行うこと、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講じること等を内容とする「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第190回国会に提出し、第192回国会において成立した。GPIFの組織等の見直しは、2017（平成29）年10月に施行される。（一部については、2017年3月に施行。）

2 私的年金制度の最近の動向について

(1) 私的年金制度の役割

私的年金制度は、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金、国民年金基金等の総称であり、公的年金と相まって高齢期における所得を確保するため、国民の自助努力を支援する制度である。少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢

が変化する中で、私的年金はますます重要性を増している。私的年金の加入率向上を図るため、今まで以上に利用しやすい確定拠出年金制度や確定給付企業年金制度の整備に向けた取組みを進めている。

(2) 確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度の見直しについて

確定拠出年金については、社会保障審議会企業年金部会での議論等を踏まえた「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」が、第190回国会において成立した。

本改正では、私的年金の普及・拡大を図るため、個人型確定拠出年金の加入者範囲を基本的に20歳以上60歳未満の全ての方に拡大したほか、中小企業でも実施しやすい簡易型確定拠出年金の創設、企業年金を実施できない事業主の方でも従業員の自助努力を支援できるようにする小規模事業主掛金納付制度の創設等を行うこととしている。

2017（平成29）年1月からの個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、個人型確定拠出年金の愛称を「iDeCo（イデコ）」と命名し、iDeCoの認知度向上と制度理解の促進を図るため、官民一体となってiDeCoの意義や重要性、仕組みについて広く周知・広報を進めている。



また、確定給付企業年金については、企業の取り得る選択肢を拡大し企業年金制度を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金の弾力的な運営を可能とする制度

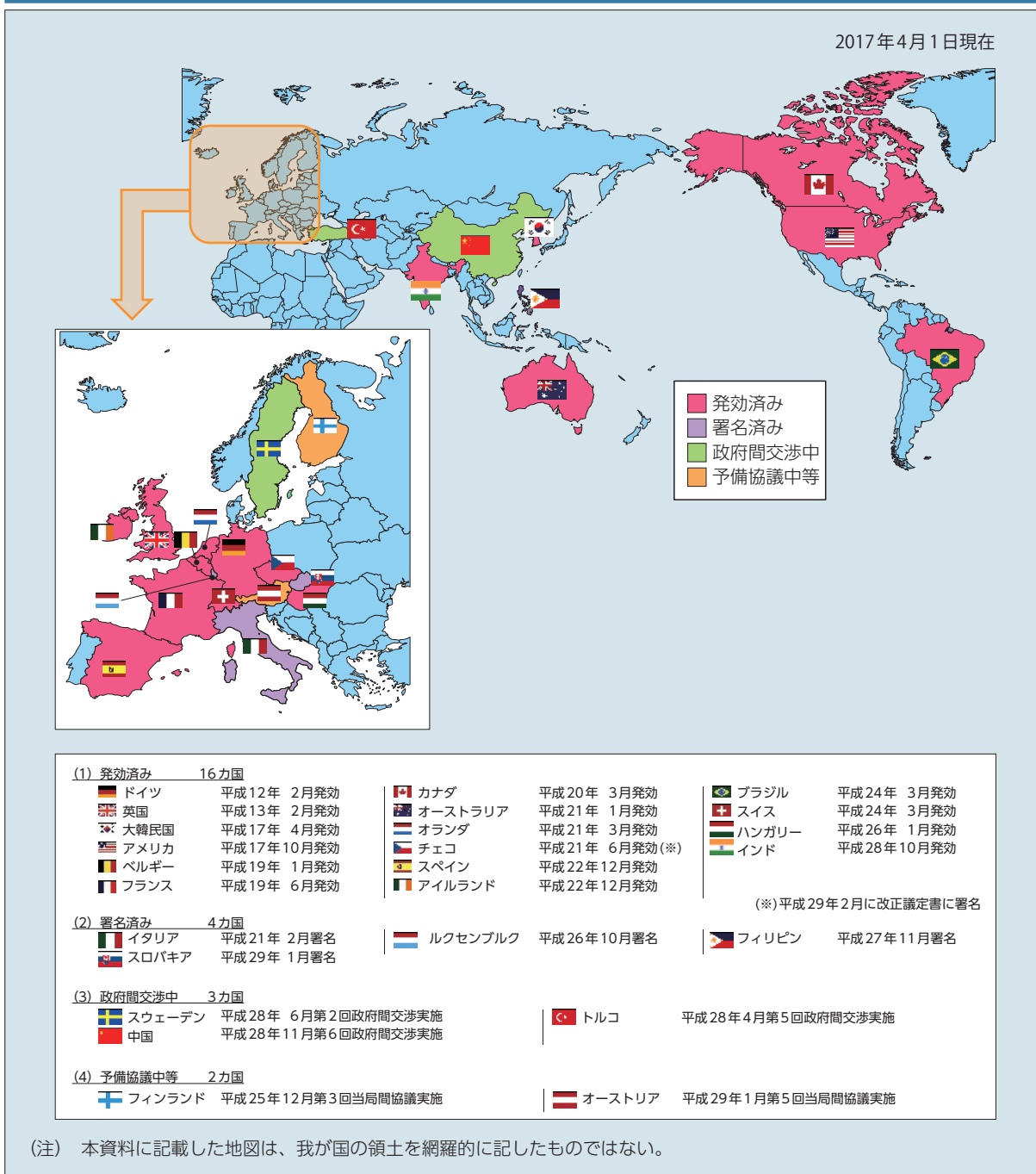
改正を行い、2017年1月より施行された。具体的には、将来の財政悪化を想定した計画的な掛金拠出を可能とするリスク対応掛金の仕組みを導入し、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組みであるリスク分担型企业年金を実施可能とした。

これらの企業年金制度の改正等により、ライフコースや働き方の多様化等が進む中で、私的年金の普及・拡大を図るとともに、高齢期に向けた個人の継続的な自助努力の支援に取り組んでいくこととしている。

3 国際化への対応

海外在留邦人等が日本及び外国の年金制度等に加入し保険料を二重に負担することを防止し、また、両国での年金制度の加入期間を通算することを目的として、外国との間で社会保障協定の締結を進めている。2000（平成12）年2月にドイツとの間で協定が発効して以来、2017（平成29）年4月までに、欧米先進国を中心に16カ国との間で協定が発効している。また、昨今の我が国と新興国との経済関係の進展に伴い、新興国との間でも協定の締結を進めており、2016（平成28）年10月にはインドとの間の協定が発効に至ったほか、中国等とも協定の締結に向けた政府間交渉を行っている（図表5-1-6）。

図表5-1-6 社会保障協定の締結状況



我が国が社会保障協定を締結するに当たっては、相手国の社会保障制度における一般的な社会保険料の水準、当該相手国における在留邦人及び進出日系企業の具体的な社会保険料の負担額その他の状況、我が国の経済界からの具体的要望の有無、我が国と当該相手国との二国間関係及び社会保障制度の違いその他の諸点を総合的に考慮した上で優先度が高いと判断される相手国から順次締結交渉を行うこととしている。今後とも、政府として、社会保障協定の締結に向けた取組みを一層推進していくこととしている。

第2節 公的年金の正確な業務運営

1 日本年金機構と年金業務運営

(1) 日本年金機構について

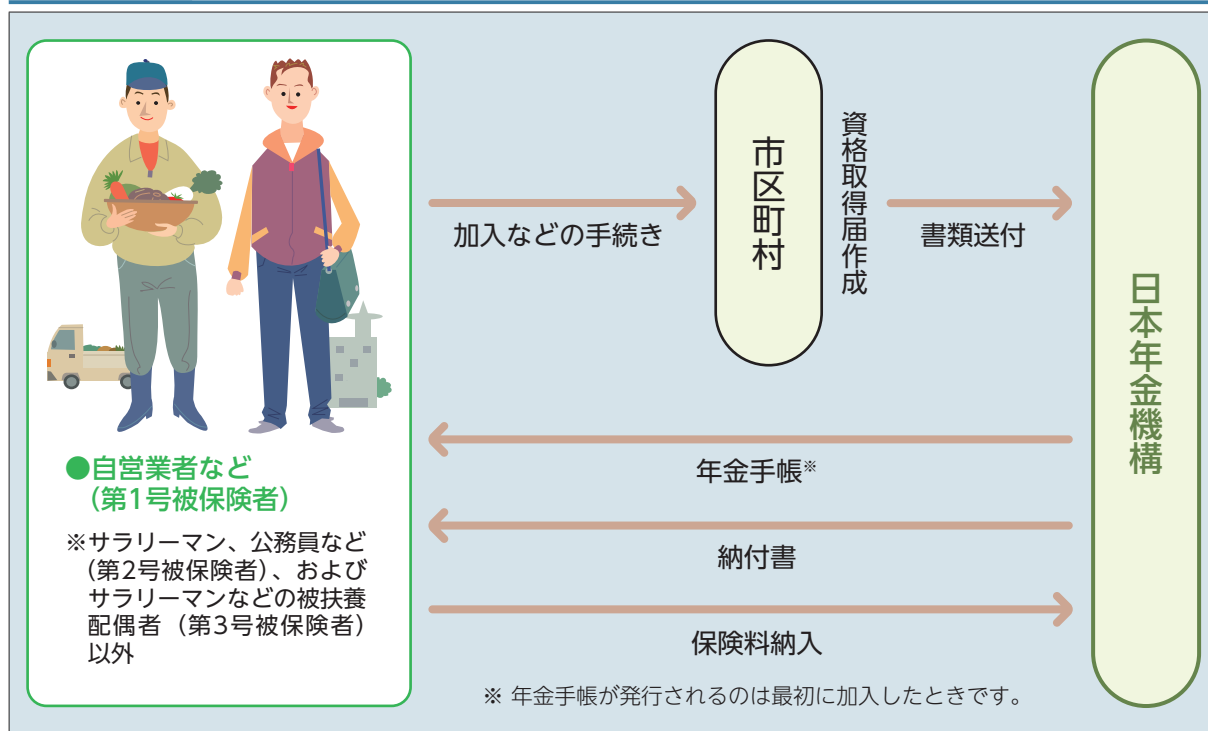
2010（平成22）年1月1日、旧社会保険庁が廃止され、政府が管掌する公的年金事業の運営を担う非公務員型の公法人である日本年金機構が設立された。

日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下、国と密接な連携を図りながら公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対する国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを目的とし、2010年1月に厚生労働省が定めた第1期中期目標（対象期間：2010年1月1日から2014（平成26）年3月31日までの4年3か月間）並びに日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて計画的に業務を行ってきた。2014年度からは、第2期中期目標（対象期間：2014年4月1日から2019（平成31）年3月31日までの5年間）及び中期計画に基づいて業務を実施している。

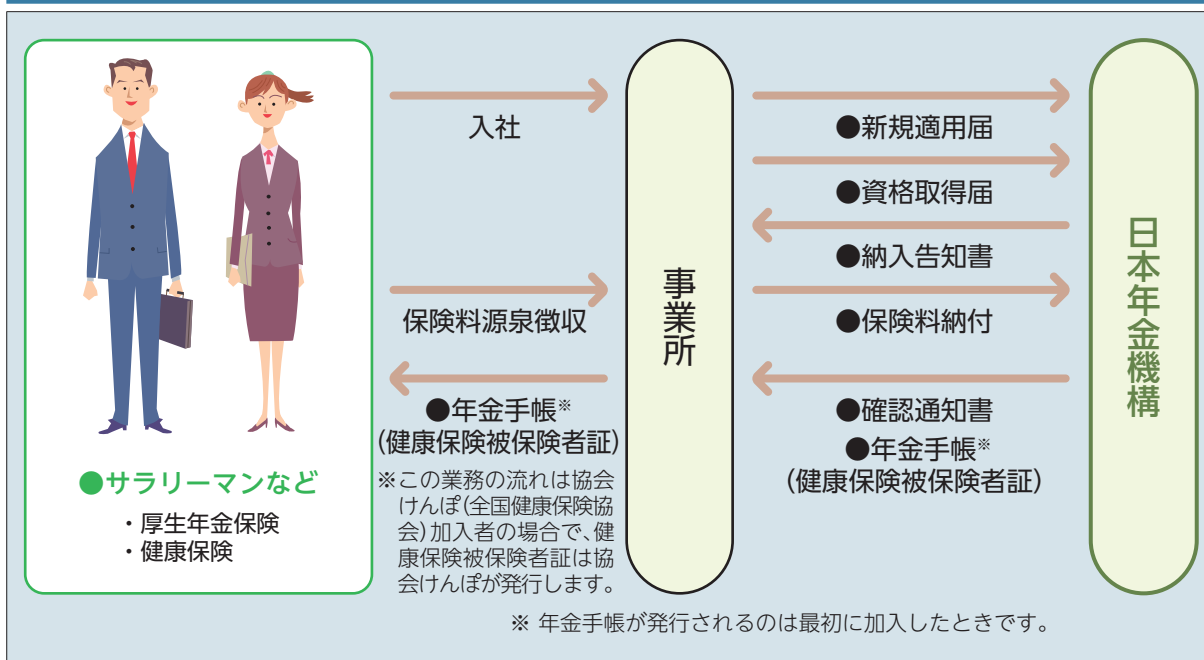
(2) 日本年金機構の取組み

日本年金機構においては、年金の適用、保険料の徴収、年金の給付、年金記録の管理、年金相談という一連の業務を正確かつ確実に遂行するとともに、提供するサービスの質の向上を図ることを基本的な役割としている（図表5-2-1、図表5-2-2）。

図表 5-2-1 国民年金の加入・徴収業務の流れ



図表5-2-2 厚生年金保険・健康保険の加入・徴収業務の流れ



1 国民年金の保険料納付率向上と厚生年金の適用促進

国民年金保険料の納付率は、2005（平成17）年度の67.1％から年々低下傾向にあった。このため、市場化テストにより納付督促や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化、口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進等による保険料を納めやすい環境づくりなど、保険料の収納対策の強化に取り組んできたところである。2012（平成24）年度以降は上昇傾向にあり、2016（平成28）年度には、対前年同期差+1.7ポイントの65.0％となった。

2016年度においては、納付猶予制度の拡大、免除委託制度の実施に取り組んだほか、控除後所得350万円以上かつ未納月数7月以上のすべての滞納者に対する督促の実施（督促状を送付し、指定期限内の納付を促しても納付がない場合には、財産差押等の手続に入る。）、悪質な滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度の活用など、収納対策の強化を図った。

督促の範囲については、所得などによって一定の基準を設けながら段階的に拡大を図ることとしており、2018（平成30）年度を目途に、免除等に該当する可能性のある低所得者などを除いた全ての滞納者への督促を目指し、2017（平成29）年度においては、控除後所得300万円以上かつ未納月数13月以上（控除後所得が350万円以上である場合、未納月数は7月以上）の全ての滞納者に督促を実施することとしている。

厚生年金保険の適用促進については、これまでも雇用保険情報や法務省から法人登記簿情報の提供を受けているところであるが、さらに国税庁からも法人の源泉徴収義務者情報の提供を受けており、これらを活用し適用すべき事業所を把握するとともに、把握した事業所へ加入指導を行うことで、適用に結びつけているところである。加入指導により適用となった事業所数は、2010（平成22）年度は4,808件、2011（平成23）年度は6,685件、2012年度は8,322件、2013（平成25）年度は19,099件、2014（平成26）年度は39,704件、2015（平成27）年度は92,550件、2016年度は115,105件と増加してきて

いる。2017年度においても、事業所の規模に応じて、計画的な適用促進対策を進めることとしている。また、地方自治体に対し、新規営業許可（届出・指定等含む）申請時に社会保険の加入状況を確認し、仮に本来加入すべき事業所が加入していない場合には、情報提供を行うよう求め、その情報提供に基づき加入勧奨を行うこととしている。

2 年金給付や年金相談業務の改善

年金の給付については、年金請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして定め、達成率90%以上を維持するよう取り組むこととしている。このほか、年金受給にできる限り結び付けていくための取組みとして、受給者の申請忘れ・申請漏れを防止するため、年金支給年齢に到達する直前に、年金請求書を本人宛に送付することや、69歳到達時に受給資格期間を満たしながら年金請求を行っていない方に対して、年金請求を促すためのお知らせを送付すること等を行うこととしている。

また、年金の適正な支払いのため、受給者の健在の確認には原則として住民基本台帳ネットワークを活用しており、本人からの届出により確認を行っている方について、マイナンバーの登録や住民票の添付を求めるといった取組みを行っている。

年金相談については、年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間の確保を図るため、毎週月曜日に年金相談の受付時間を延長し、毎月第2土曜日に年金相談を実施するとともに、来訪者の相談内容に応じた相談窓口の設置、予約制による年金相談、待ち時間が長い年金事務所に対する相談ブースの増設や相談要員の確保等の個別対策などを実施している。

お客様の声を反映させる取組みとして、各年金事務所への「ご意見箱」の設置、ホームページ上に「日本年金機構へのご意見、ご要望」コーナーの開設、「お客様満足度アンケート調査」等の実施など、お客様目線に立った業務改善に向けた取組みを行っている。

さらに、地域、企業、教育の中で、年金制度の意義や内容の正しい理解を普及し、制度加入や保険料納付に結び付けるため、年金事務所による高校、大学等での年金セミナーの実施や地域の関係団体とも連携した周知・啓発活動の実施など、地域に根ざした活動に取り組んでいる。

また、日本年金機構の毎年度の事業実績、お客様サービス向上の取組み、予算・決算などの情報を分かりやすくお客様に提供するため、毎年、年次報告書（アニュアルレポート）を作成している。

3 事務処理誤りの防止

日本年金機構における事務処理誤りの発生は、年金権の侵害につながるおそれがあるため、事務処理の正確性の確保は重要であり、事務処理誤りの未然防止及び再発防止の観点から、①統一業務マニュアルに基づく正確な事務処理の徹底や、②事務処理誤り防止の取組みを推進することとしている。

具体的には、①については、統一業務マニュアルに基づく業務の標準化や、職員研修及び自己点検の実施による正確な事務処理の徹底を進めている。

また、②については、事務処理遅延、書類の紛失、誤送付・誤送信・誤交付の根絶を期

すため、届書等の受付から未完結届書等の確認、決裁までの一連の処理が確実に実施されているか点検を行い、取組みが不十分な場合は指導により取組みの徹底を図るとともに、受付進捗管理システムの運用状況及び管理職員による未処理届書の定期的な確認を行っている。これらの取組状況については、日本年金機構の本部による内部監査等により確認を行っているところである。

このほか、立入指導において把握した発生原因や拠点における再発防止に向けた取組みを分析し、事務処理誤りの発生防止について取り組むこととしている。

4 障害年金について

障害基礎年金や障害厚生年金等の障害等級は、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に基づいて認定されているが、精神障害及び知的障害の認定において、地域によって認定に差が生じていることが確認された。

こうしたことから、精神障害及び知的障害の認定が当該障害認定基準に基づいて適正に行われ、地域差による不公平が生じないように、厚生労働省にて開催した「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」における議論を踏まえ、「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等を策定し、2016年9月より実施している。

ガイドラインを用いた認定の流れとしては、まず、主治医が作成する診断書に記載された日常生活状況等の生活上の困難度合いによって定まる「等級の目安」を認識した上で、等級判定に当たり考慮することが妥当なものとして例示される生活環境等の「考慮すべき要素」を考慮し、さらに、それ以外の事項についても、診断書や本人又は家族等が記載する書類から認識して、総合的に判定することとしている。

また、日本年金機構本部及び事務センターで行っている障害年金の審査事務については、2016年10月に障害年金センターを設置し、2017年4月より審査を集約し、全国一体的な審査体制を確保している。

2 年金記録問題への取組み

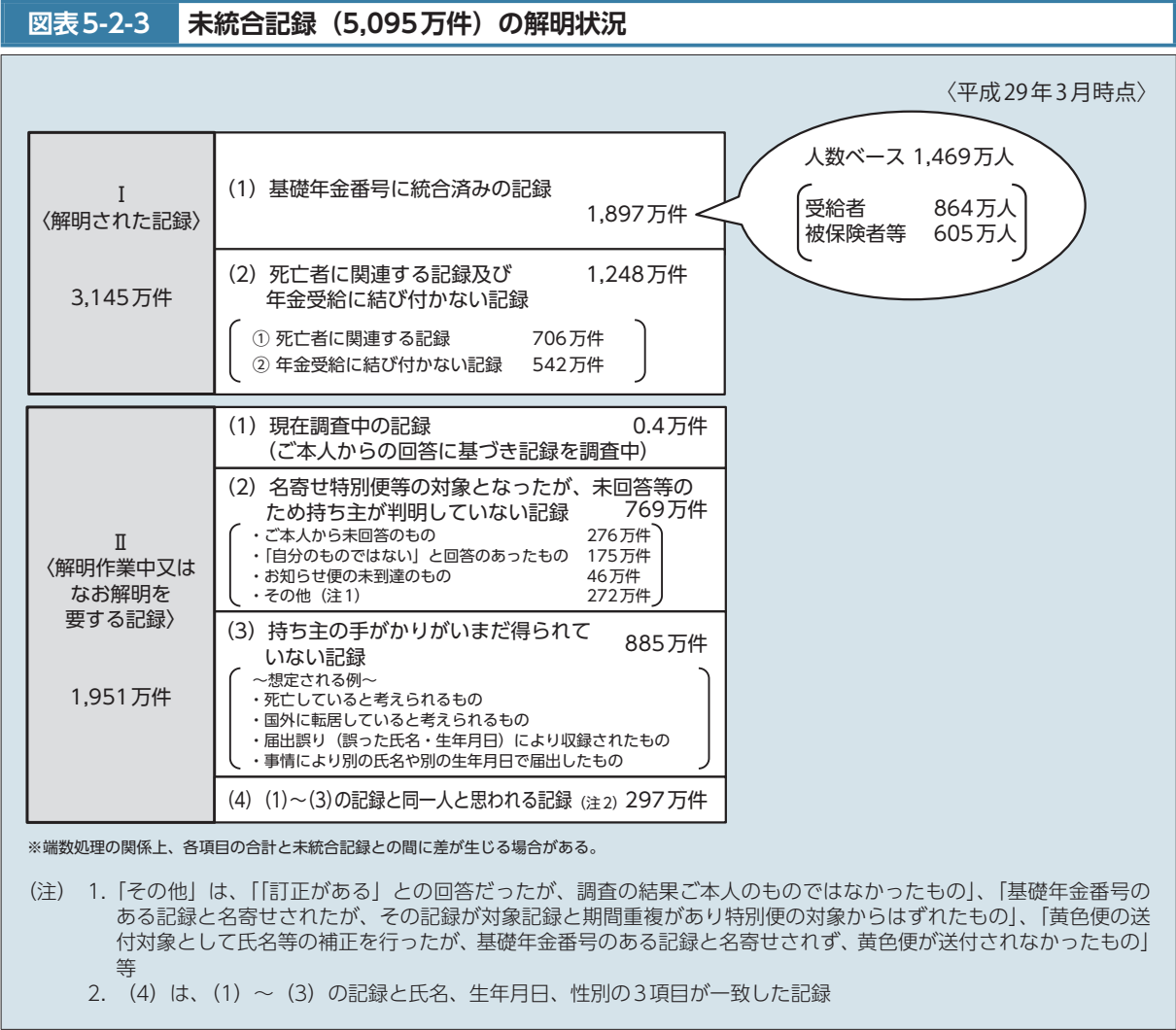
年金記録問題については、2007（平成19）年7月に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会で決定した「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」を踏まえ、日本年金機構と密接に連携しながら、様々な取組みを進めてきた。

その結果、ご本人に記録を確認していただく「ねんきん特別便」等の送付により、約5,095万件の未統合記録について、約3,145万件（2017（平成29）年3月現在）の記録が解明された（図表5-2-3）。また、コンピュータ上で管理している年金記録の正確性を確認する「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ」などの取組みについても、作業が終了しており、これらの取組み等により回復した年金額（1年間で受け取る年金額の増額分）の合計は、少なくとも約1,256億円（2017年3月現在）となっている。（平均余命を考慮して、65歳から受給した場合の年金額の回復総額を試算すると、約2.6兆円相当となる。）

また、年金記録問題への対応に資する取組み（再発防止策）の提言と、これまでの取組内容の整理を行うため、2013（平成25）年3月に社会保障審議会日本年金機構評価部会の下に「年金記録問題に関する特別委員会」が設けられ、全10回にわたる専門的な検

討・整理を経て、2014（平成26）年1月に報告書が取りまとめられた。

これまでの対応や同報告書の提言を踏まえ、年金事業運営改善法において、年金記録が誤っている場合の訂正請求手続の創設、事務処理誤りにより保険料納付ができなかった者についての事後的救済手続の創設等が行われた。



(1) 基礎年金番号への記録の統合

国民一人一人にご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」がないかを確認していただくため、2007（平成19）年12月から2008（平成20）年10月までに、全ての年金受給者及び現役加入者約1億900万人に「ねんきん特別便」を送付した。

それと並行して、年金記録に記載された氏名が旧姓のままであったケースなどへのきめ細かな対応、住民基本台帳ネットワークの活用、名寄せ作業の結果、未統合記録の持ち主である可能性が高い方に対する電話や訪問等によるフォローアップ照会や市区町村の協力による記録調査、ご本人に年金記録の再確認を呼びかける「気になる年金記録、再確認キャンペーン」などの様々な方法により、未統合記録の解明・統合作業を進めてきた。

(2) 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ

「ねんきん特別便」等により、国民の方々から申出をいただくことで年金記録の回復を

進める取組みと並行して、紙台帳等とコンピュータ記録を突き合わせて、年金記録の「もれ」や「誤り」を国の側で見つけ出して、国民の方々にお知らせするという取組みを実施した。

具体的には、全国の年金事務所や市町村が保有している紙台帳等を電子画像データとして取り込んだ「紙台帳検索システム」を使用して、コンピュータ記録と本人の基礎年金番号に結び付いた約6億件（7,900万人分）の紙台帳等を突き合わせ、記載内容の一致・不一致を確認する作業を行った。

突合せは、2010（平成22）年10月より開始し、2013（平成25）年度末でおおむね作業を終え、その結果、約194.6万人の方の年金が平均1.7万円（年額）増額となっている。

（3）更なる未解明記録の解明のための取組み

更なる未解明記録の解明に向けた取組みとして、「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ」等により判明した記録のお知らせに未回答である受給者に対して、2015（平成27）年度末までに文書、電話及び訪問による勧奨（個別アプローチ）を実施し、これに対して回答のあった方の記録確認及び記録訂正を行った。

また、過去に年金事務所に相談に来られた際には記録を発見できなかった方に対するサンプル調査を2015年から2016（平成28）年にかけて実施し、本人のものと確認できた未解明の記録（未統合記録）が判明したケースごとに分類を行った上で、その費用対効果が高いケース等について、2017（平成29）年以降再調査を実施することとしている。

更に、2017年8月から開始される受給資格期間の短縮にかかる制度周知と併せて、文書により未統合記録の確認の呼びかけを行うこととしている。

（4）基礎年金番号の整備

年金記録を正確に管理するためには、1人に対して1つの基礎年金番号を確実に付番し、適切に管理する必要がある。

基礎年金番号の重複付番の発生を防止するため、資格取得届において基礎年金番号の記載がなく、かつ、対象者の氏名、性別及び生年月日と一致する記録に対応する基礎年金番号が既に存在すると考えられる場合は、仮基礎年金番号の付番により別管理し、照会票により本人確認を行った上で、基礎年金番号を付番するという取組みを行っている。

また、2014（平成26）年10月から、事業主の協力を得て、資格取得届において住民票住所を記載いただくことで、本人の住民票コードを確認し、住民票コードを活用した基礎年金番号の重複付番の新規発生防止を図っている。

（5）ご自身による年金記録確認の推進

年金記録は、国（日本年金機構）において正確な管理を徹底するとともに、ご本人自身にも確認いただき、なるべく早い時点で記録の「もれ」や「誤り」を申し出ていただくことも重要である。

そのため、2009（平成21）年4月から国民年金・厚生年金保険の全ての現役加入者の方に対し毎年誕生月に「ねんきん定期便」を送付しており、年金加入期間、年金見込額、

保険料納付額のほか、最近の月別状況として直近1年間の国民年金の納付状況や厚生年金保険の標準報酬月額等をお知らせしている。また、節目年齢（35歳、45歳、59歳）の方には封書形式で全ての加入記録をお知らせし、ご本人に年金記録をチェックしていただいている。一方、2011（平成23）年2月からは、ご自身の年金記録や将来受け取る年金の見込額などをパソコンやスマートフォンで24時間いつでも手軽に確認できる「ねんきんネット」のサービス提供を行っている。ねんきんネットでは、ご自身の年金記録の「もれ」や「誤り」を見つけやすいよう、年金に加入していない期間や標準報酬月額の大きな変動など、確認すべきポイントについてわかりやすく表示している（図表5-2-4）ほか、自身の年金記録の確認だけでなく、持ち主が分からない未統合記録を検索することができる。具体的には、本人や既に亡くなられた家族などの氏名・生年月日・性別を入力し、一致する記録が見つかった場合は日本年金機構へ問い合わせさせていただくよう案内している（図5-2-5）。また、その他の機能として、現在と今後の職業や収入、期間等について一定の条件を設定した場合における将来受け取る年金の見込額の試算や、年金事務所に提出する保険料免除・納付猶予申請書等の届書の作成・印刷などを行うことができる。

ねんきんネットは、パソコンやスマートフォンから日本年金機構のウェブサイト（http://www.nenkin.go.jp/n_net/）にアクセスし、登録を行うことで利用が可能であり、2017（平成29）年3月現在、約457万人の方にご利用いただいている。

なお、自宅でパソコンが使えない方には、年金事務所や一部の市区町村の窓口において、「ねんきんネット」の年金記録画面を印刷交付しているほか、電話でコールセンターへ請求していただくことにより郵送するサービスも行っている。

厚生労働省では、『国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日』として、2014（平成26）年から「11月30日」（「いいみらい」の語呂合わせ）を「年金の日」と定め、その趣旨に賛同いただいた28の金融関係団体等と協働して、イベントの開催等により、

- ・「ねんきんネット」等を利用して年金記録や年金受給見込額を確認していただくこと
- ・高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らすこと

を呼びかけている。

今後も、「年金の日」をはじめとする様々な機会をとらえて、さらなる利用者の拡大を図るための周知を行い、ご自身による年金記録確認の推進を図ることとしている。

図表5-2-4 「ねんきんネット」のイメージ図

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成15年度	20歳	/	/	/	/	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成16年度	21歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成17年度	22歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成18年度	23歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成19年度	24歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成20年度	25歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成21年度	26歳	船保	船保	船保	船保	船保	重複	重複	重複	厚年	厚年	厚年	厚年
平成22年度	27歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年

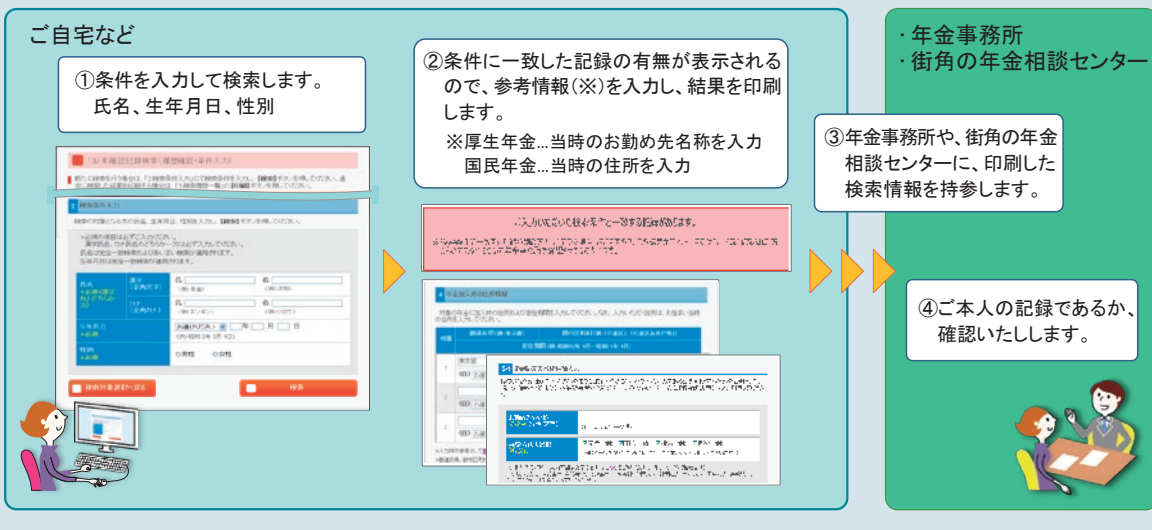
※ 赤色等の強調表示をご確認いただき、問題が無ければ【強調表示しない】ボタンを押すことにより、強調表示を消去して表示させることができます。

図表5-2-5 「ねんきんネット」のイメージ図

「持ち主不明記録検索」の概要

持ち主が分からない年金加入記録について、「ねんきんネット」から、氏名・生年月日・性別による検索を行えるサービスを平成25年1月より開始しています。

※過去に異なる氏名(旧姓等)や生年月日で届出をされた方、氏名に別の読み方がある方は、その情報でも検索可能です。

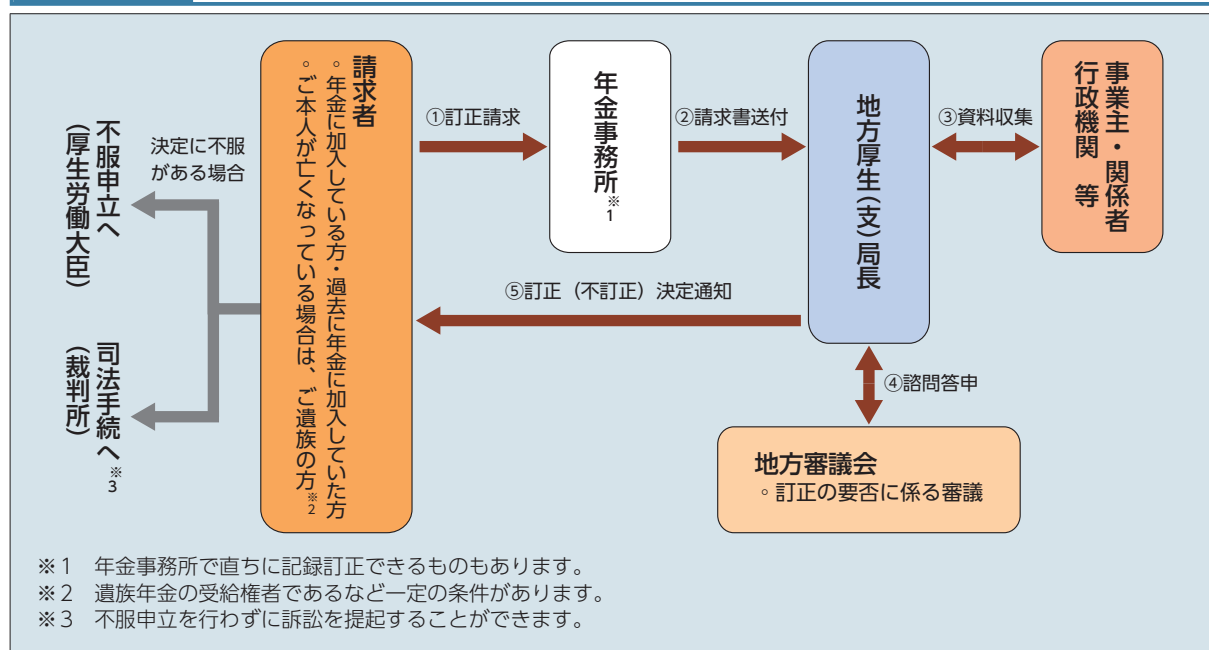


(6) 年金記録の訂正手続

2014(平成26)年6月に「政府管掌年金事業の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第64号)が公布されたことにより、総務省に設置された年金記録確認第三者委員会におけるあっせんの仕組みに代わり、年金制度の手続として年金記録の訂正を請求する仕組みが創設された。

具体的には、年金記録の「訂正請求」がされた場合には、厚生労働省（地方厚生（支）局長）は、様々な関連資料や周辺事情を収集・調査し、最終的に、国民の立場に立って、公平・公正な判断を行う地方審議会の審議結果に基づき、訂正、不訂正等の決定を行うこととなった。この「訂正請求」の手続が法律に規定されたことにより、地方厚生（支）局長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことや決定の取消を求める訴訟を提起することが可能となった（図表5-2-6）。

図表5-2-6 年金記録の訂正手続きの実施



これにより、年金に加入している方（過去に加入していた方を含む。）やご本人が亡くなっている場合のご遺族の方は、国民年金及び厚生年金保険の年金記録に誤りがあると思ったときは、厚生労働大臣に対し訂正を請求することができるようになり、2015（平成27）年3月1日から年金事務所で受付を始め、各地方厚生（支）局において処理を進めている。

2017（平成29）年1月末時点で年金事務所が受け付けた訂正請求の件数は12,824件（国民年金事案1,425件、厚生年金保険事案11,399件）となっている。受け付けた件数のうち、11,429件の処理が完了しており、8,088件（地方厚生（支）局で訂正決定したもの2,234件、日本年金機構で記録訂正したもの5,854件）の年金記録が訂正されている。

3 日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案とその対応

2015（平成27）年6月1日に、日本年金機構において、外部からの不正アクセスにより、日本年金機構が保有している個人情報の一部、約125万件（対象者は約101万人）が外部に流出したことが公表された。

同事案について、日本年金機構の情報セキュリティ体制やその運用に基本的な問題があったことは、報告を受けた厚生労働省の対応も含めて、極めて遺憾である。こうした事案が繰り返されることのないよう、日本年金機構及び厚生労働省において、再発防止と国民の皆さまからの信頼回復のための取組みを進めている。

厚生労働省においては、2015年9月18日に取りまとめた「情報セキュリティ強化等に向けた組織・業務改革」に基づく再発防止策に取り組むとともに、日本年金機構に対して、組織の一体化・内部統制の有効性の確保、情報開示の抜本的な見直し及び情報セキュリティ対策の強化について、2015年9月25日に厚生労働大臣から業務改善命令を行い、あわせて、日本年金機構の業務に関するモニタリング機能の強化、報告・連絡や情報共有の徹底などの日本年金機構への指導監督の強化や関係の再構築、年金局の体制強化を行っている。

日本年金機構においては、厚生労働大臣による業務改善命令を受け、2015年10月1日に理事長をトップとする「日本年金機構再生本部」を設置し、ガバナンスや組織風土の改革について外部有識者の助言も受けながらゼロベースで検討した業務改善計画を策定し、同年12月9日、厚生労働省に提出した。2016（平成28）年度から3年間を集中取組期間と位置付け、業務改善計画に基づく改革を進めており、具体的には、

- ・ブロック本部の本部統合などの、本部と現場の一体的運営のための組織改革
- ・信賞必罰の人事評価や管理職への若手登用の促進などの人事改革
- ・業務削減会議の設置による業務効率化や業務集約化などの業務改革

などに取り組むとともに、情報セキュリティ対策については、

- ・情報管理対策本部や機構CSIRT（シーサート）等の設置
- ・年金個人情報にインターネットからの攻撃が及ばないようにするための、基幹システムのインターネット環境からの遮断
- ・情報セキュリティポリシーの整備、情報セキュリティ研修の実施、監査体制の整備

などの、組織面、技術面、業務運営面のそれぞれについての対策を講じている。

4 日本年金機構の保有する財産の適正な管理

2015（平成27）年10月の会計検査院からの指摘を踏まえ、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第114号）において、日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定が整備され、2016（平成28）年12月に施行された。これを受けて、日本年金機構は、会計検査院から保有する合理的理由が認められないと指摘された8宿舍・4事務所について2017（平成29）1月に国庫納付を完了し、また、その他の保有財産についても、適切な管理の在り方について、外部有識者を含む会議において検討を行っている。